

平成28年生駒市教育委員会第4回臨時会会議録

1 日 時 平成28年4月4日(月) 午前8時35分～午前9時23分

2 場 所 生駒市役所 大会議室

3 審査事項

(1) 報告第8号 臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について)

(2) 報告第9号 平成28年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の結果について

(3) 報告第10号 人事異動の総括について

(4) 報告第11号 教科書問題に伴う教職員の処分について

[修正前：教科書採択に伴う教職員の処分について]

4 出席委員

教育長 中 田 好 昭

委員(教育長職務代理者)	山 本 吉 延	委員	飯 島 敏 文
委員	上 田 信 行	委員	寺 田 詩 子
委員	神 澤 創	委員	浦 林 直 子
委員	坪 井 美 佐	委員	レイノルズあい

5 事務局職員出席者

教育振興部長	峯 島 妙	生涯学習部長	奥 畑 行 宏
教育振興部次長	真 銅 宏	教育総務課長	辻 中 伸 弘
教育指導課長	吉 川 祐 一	こども課長	前 川 好 啓
こども課指導主事	松 本 陽 子	こども課指導主事	上 田 直 美
子育て支援総合センター所長	辻 本 多佳子	生涯学習課長	西 野 敦
スポーツ振興課長	吉 岡 秀 高	教育指導課課長補佐	城 野 聖 一
学校給食センター副所長	松 本 芳 樹	こども課課長補佐	後 藤 治 彦
生涯学習課課長補佐	清 水 紀 子	スポーツ振興課課長補佐	西 政 仁
教育総務課(書記)	松 井 恵		

6 傍聴者 1名

午前8時35分 開会

○開会宣告

○日程第1 会期及び会議時間の決定

○日程第2 報告第8号 臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について）

- ・生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則の制定について、真銅教育振興部次長から説明

（質疑） なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第3 平成28年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の結果について

- ・平成28年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の結果について、真銅教育振興部次長から説明

（質疑） なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第4 報告第10号 人事異動の総括について

- ・人事異動の総括について、峯島教育振興部長から説明

（質疑）

山本委員：昨年と比較して異動者数が多かったとのことである。県教委は、採用後6年程度の若い先生方について積極的に市外の配置替えをするようにとの方針を昨年から出している。せっかく育った若い先生が生駒市から出ていくとなると、教員を育てる学校の立場としては釈然としないところがあると思う。今年度の異動者144名の内、若い先生方の市外転出は何名程度か。

峯島部長：議案書の総括表の中で、小学校の市外転出13名の内、12名が再配置、中学校の市外転出2名全員が再配置である。市外からの転入についても、再配置による転入が主である。生駒市から出たいという先生は少なく、生駒市に来たいという方が多い。

中田教育長：平成27年度に再配置で来られた先生の評価はどうか。

真銅次長：県教委の方針としては同等の教諭を配置するとしており、学校から話を聞く限りはその方針のとおり配置されているとのことである。

中田教育長：学校運営上、支障はないとのことか。

真銅次長：そのとおり。

飯島委員：生駒市では、同一校に最長で何年程度勤務しているか。

真銅次長：県教委の異動方針では、同一校10年以上の長期勤務者については異動することが原則であるが、中学校では教科の関係で異動することが難しい場合もある。具体的な年数は手元にないが、10年を超えて勤務されている方もいる。

審議結果 【報告のとおり承認】

○追加日程第1 報告第11号 教科書問題に伴う教職員の処分について

[修正前：教科書採択に伴う教職員の処分について]

- ・教科書問題に伴う教職員の処分について、峯島教育振興部長から説明

(質疑)

山本委員：「教科書採択に伴う教職員の処分について」という議題であるが、内容としては、先生方が検定中の教科書について意見を述べたとのことである。「教科書採択に伴う」処分とすると、採択そのものに関わっていたという印象を受けるがどうか。

峯島部長：文部科学省からの調査依頼事項には、氏名・所属・職位・採択への関与の有無・採択結果への影響の有無・金品の受取の有無・飲食提供の有無・交通費、宿泊費等の受取の有無という項目があり、その結果をまとめたのが委員にお配りした資料である。内容は検定前教科書に関わる処分である。

山本委員：検定中の教科書に意見を述べることと教科書採択は別の問題である。しかし、「教科書採択に伴う教職員の処分」とすると、採択そのものに教職員が影響を及ぼしたように思える。教科書採択は教育委員会に権限があるので、この案件名が公になったときに、対象教員が教育委員に何か働きかけたかのような印象を受ける可能性もある。

中田教育長：山本委員のおっしゃるように、採択については市町村教育委員会の権限において行うものである。国の調査には教員が教科書採択に影響を与えた事例があれば厳正に処分せよという意図があり、処分については市町村の判断に委ねられているが、採択に関わっていなければ処分は不要である。調査の結果、4名について金銭の受取が認められるが、直接採択には関与していないことが分かった。要因が教科書採択に伴うことだったので、このような議題名とした。「処分」については懲戒処分等ではなく、事実上は厳重注意である。

飯島委員：山本委員が懸念されているのは、「処分」という部分ではなく、「教科書採択に伴う」という部分である。検定前の教科書を関係者以外に見せてはいけないところを教員が閲覧し謝礼を得たのが今回の問題であり、それは採択には関係ない。私自身も「採択に伴う処分」という表記は「検定前教科書の閲覧に関わる教職員の処分について」などと改め、事実を

正確に記す方が良いのではないかと思います。ご検討いただきたい。

レイノルズ委員：今回処分を受ける先生方は、当時、検定前の教科書を閲覧して意見を述べてはならないという自覚があったか。

吉川課長：教科の研究会の後に、教科書会社が設定した会合に参加した教諭が多い。中には、検定前の教科書を見せるための会合であると知らされずに参加した者もいる。教科書採択に関する公平性の確保についての認識が甘かったことが、今回の問題の要因であると思われる。

レイノルズ委員：検定前の教科書を閲覧する行為を行ってはいけないという点と、謝礼を受け取ってはいけないという点を改めて認識する必要があるということか。

吉川課長：そのとおり。金銭の受取の有無に関わらず、そのような場に行き意見を述べること自体をしてはならないということを周知したい。

レイノルズ委員：検定前の教科書に関わって教員が処分されたという事実は、市民に対して何らかの情報を開示するのか。

峯島部長：公表には一定のルールがあり、懲戒処分は公表し報道発表するが、今回のような嚴重注意については公表しない。

レイノルズ委員：奈良市の処分について新聞で報道されていたが、これは積極的に公表されたものではなく、記者が探り当てたことにより情報が出たものであると思う。報道が掘り下げないと不正行為の事実が判明しなかったとなると、市民の心象としてどうかということが気になる。

中田教育長：峯島部長の説明のように、市には公開基準というものがあり、懲戒処分の場合は氏名や年齢が公表されるが、嚴重注意は事実上の処分であり公表されない。しかし、教育委員会の会議で議題に上げたということは記録上に残る。市民の方からの問い合わせには説明責任を果たすが、個人情報情報は伏せた上で説明する。

議案名について意見があったが、詳細な内容を議題にすると、それについて審議し可否を諮ることになり、議案の提出の方式が変わる。本案については、国の指示に基づいて調査を行った結果、行政処分は行わず嚴重注意としたという一連の流れを報告するという形を取りたい。

神澤委員：再動議して案件名を訂正することは可能か。例えば、飯島委員のご意見のように、「検定前教科書の閲覧に関わる教職員の処分について」とできないか。

中田教育長：再動議はできるが、議決結果をどう結ぶかが問題である。

山本委員：処分案件については、具体的な内容は案件名に示さず、「教職員の処分について」とする人が多いように思うがどうか。

峯島部長：そもそも、非公開の中の人事案件として報告することはあったが、教職員の処分についてを案件として出すことが少なかった。教科書採択については教育委員会の立場に影響があるという委員の皆様の御考えも分

かるが、奈良市も同様に審議している。議案として提出するに当たり、「教科書採択に伴う」という内容が入っていないと議案にしにくいいため、この案件名とした。

山本委員：内容をはっきりさせるのであれば、案件名に正確さが必要である。教科書採択の権限は教育委員会にある。奈良市の新聞報道も「検定に絡む教科書の謝礼問題で」と書かれており、「教科書採択」という言い方は奈良市もしていなかったのではないか。今回の調査は国からの指示とのことだが、調査のタイトルは何であったか。

吉川課長：調査の依頼に当たって文書での通知はなく、口頭で県教委から指示を受けたため、正確なタイトルはなかった。

飯島委員：口頭で内容が伝達されたとすれば、報告の文言は生駒市の文言ということになるので、市として誤解のない表現に改める余地があると思う。検定済みの教科書であれば採択に関わる問題となるが、検定合格前の教科書の閲覧は採択以前の問題であるという点と、「教職員の処分」といっても懲戒処分ではなく嚴重注意とのことであるので、一般的な「処分」と混同されやすいという点が気にかかる。「教科書採択に伴う教職員の処分について」という議案名だけが記録として残れば、教科書採択において好ましくない事象が発生し懲戒処分が行われたと誤解される可能性があるため、標記を改めていただきたい。

中田教育長：では、案件名についての代案を出していただき、それについて諮るということでしょうか。

山本委員：「教科書問題に係る教職員の処分について」としてはどうか。この時期に「教科書問題」といえばこの件であると分かる。

中田教育長：それでは、案件名についての修正動議を議題にしてよろしいか。

〈 異議なし 〉

中田教育長：それでは、ただ今、山本委員から動議があった議案名について、「教科書採択に伴う教職員の処分について」を「教科書問題に伴う教職員の処分について」に変更することに異議はないか。

〈 異議なし 〉

中田教育長：異議なしと認め、議案名を「教科書問題に伴う教職員の処分について」とすることに決する。内容については、先ほど報告を受けた通り対応することによろしいか。

〈 異議なし 〉

審議結果 【案件名一部修正の上、報告のとおり承認】

○日程第5 教育委員会事務局職員及び校長・教頭・副園長の挨拶

・教育委員会事務局職員及び校長・教頭・副園長の異動者について、教育振興部、峯島部長から紹介

○閉会宣告

午前9時23分 閉会